茨剣連居合第 51号 令和 5 年1月 4 日 一般財団法人茨城県剣道連盟 会長 小倉 培夫 「公印省略」

茨城県剣道連盟創立70年記念 第1回茨城県居合道演武大会の開催について(通知)

標記大会を下記要項により実施いたしますので、会員の皆さまに周知徹底され、取りまとめの上、お申込み下さいますようご通知いたします。初めての大会です、多くの皆様のご参加とご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う大会の延期および中止等になる場合がありますのでご承知 おきお願いします。

記

- 1 目 的 居合道の無段から五段の活性化を図るとともに会員相互の親睦を図る。
- 2 日 時 令和5年2月26日(日)午前9時30分開会 (受付 8時30分)
- 3 場 所 ひたちなか市総合体育館 メインアリーナ (ひたちなか市新光町49 Tel:029-273-9370)
- 4 参加資格 本連盟の令和4年度会員並びに居合道部員とする。(無段の居合道部員は本連盟の会員とみなす)
- 5 方 法
 - 1) 全日本剣道連盟居合道試合・審判規則に準じて実施する。
 - 2) 服装は、七段以上は紋服、六段は紋服又は稽古着(黒又は白で上下同色)とし、五段以下は稽古着とする。ゼッケン着用のこと。
 - 3) 座り技のできない者は、当日受付及び試合場主任に理由を届け出ること。
 - 4) 演武の立ち合い並びに選考委員は、参加者のうち七段・八段の者とし参加申込みをもって委嘱とする。
 - 5) 会場係員は、六段の者及び六段以下の茨城県代表選手とし開催日前に支部事務局を通じ委嘱する。
 - 6) 段位は、申込み締切日の段位とする。
- 6 五段以下演武の優秀演武者選考について
 - 1) 演武順
 - ①1回目:原則一組4名で行い(2名から3名の場合もありうる)優秀演武者を選出する。
 - ②2回目:優秀演武者2名から4名で行い、最優秀演武者を選出する。
 - 2) 選考方法
 - ①演武者の評価基準:全剣連「居合道称号・段級位審査規則」7頁「段位審査の方法」を、段位に照らし評価する。
 - ②選考委員:
 - a 七段5名で行い、平均点7点の10点満点とし、5名の合計点数が演武者の得点となる。
 - b 演武者に同じ支部の者がいても選考委員の交代は行わない。
 - 3) 指定技
 - ①初段以下の部:全剣連居合5本 1・2・3・5・7とする。(正座できない者は5~9本目)
 - ②二段・三段の部: 古流2本、全剣連居合3・7・9本目の5本とする。

(正座できない者は3本目を5本目に替える)

③四段・五段の部: 古流3本,全剣連居合7・9本目の5本とする

4) 礼法

①正式礼法は、初段以下の部 第1組のみとする。以後の演武者は控えで相互の礼を行った後、 始めの礼を行ない帯刀し出場する。

7 五段以下演武の表彰

- 1) 各段の上位数名を優秀者として表彰し、メダルを授与する。
- 2) 優秀者の中から最優秀者を選抜して表彰し、盾を授与する。 最優秀者選抜で同点の場合は、指定技を変更し再演武を行う。

8 演 武

- 1) 全日本大会及び関東甲信越大会茨城県代表選手演武: 古流3本,全剣連居合7・9本目の5本とする。
- 2) 個人演武: 六段から七段の順で自由技5本とする。
- 3) 模範演武: 教士八段から範士八段 の順で自由技5本とする。
- 9 参加料(茨剣連会員登録・居合道部会費の未納者は、申込み書を確認すること。)
 - 1) 3,000円とする。ただし、居合道八段の者は不要とする。
- 10 茨城県剣道連盟創立70年記念の居合道部記念品配布について

配 布 日 令和5年2月26日(日)第1回茨城県居合道演武大会の開催受付で支部単位で行います。 対 象 本連盟の令和4年度会員並びに居合道部員(無段の居合道部員は本連盟の会員とみなす)

- 11 昼 食:各自で用意すること。
- 12 申し込み方法
 - 1) 支部ごとに取りまとめの上、所定の申込書により、電子メール又はファックス及び郵送にて申し込むこと。
 - 2) 申 込 先 茨城県剣道連盟居合道部 幹事長 塚本哲也 〒300-0052土浦市東真鍋町10-22 Eメール: info@ibaraki iai.com FAX:03-6893-6792 携帯電話: 090-8115-8931 (塚本)
- 13 申込み締め切り:令和5年2月 12日(日)
- 14 手当について
 - 1) 選考委員には、選考委員手当を支給する。
 - 2) 会場係員には、係員手当を支給する。
- 15 参加料等の払い込みについて
 - ・以下のゆうちょ銀行口座に振り込むこと。 記号10610 番号9800671 口座名義 茨城県剣道連盟居合道部
- 16 居合道の普及発展のため、ホームページ及び広報に必要な情報を提供することがある。
- 17 感染症防止の添付①「安全の遵守事項」の周知の徹底及び②入場者確認票を記入持参すること。
- 18 今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、変更することもあるので、ご留意ください。